

令和3年第2回 経済建設委員会会議録

令和3年6月15日

恵那市議会 議場

開 会：午前10時00分

委員長 堀 光明

副委員長 服部 紀史

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 佐々木 透、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 千藤 安雄

委員長 ; おはようございます。ただいまから令和3年第2回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る6月1日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。

本日第2回目となりました経済建設委員会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。少し御報告を幾つか申し上げますかなと思ってまいりました。

一つは新型コロナウイルスの関係でございます。市内の感染状況でございますが、6月5日以降はずっと恵那市内での感染者は出ておりませんで、今日15日ですので、おおむね10日間は、ゼロが続いているということです。恐らく今週20日をもって、蔓延防止の措置も解除されると思いますけれども、引き続き感染防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。それから、ワクチンの接種状況でございますが、6月12日の時点で1万480人の高齢者の方が接種を受けられてます。割合でいきますと61.3%ということで、こちらも着実に進んでいる状況でございます。引き続き、一刻も早くワクチン接種進めてまいりたいと思っております。今日の朝の新聞の折り込みには、基礎疾患をお持ちの方になるべく早く申出てほしい、とお知らせをさせていただきました。次は基礎疾患の方に向けて取り組んでまいりたいという予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、少し遡りますが、6月の3日、4日ですね、瑞浪恵那道路、そして新丸

山ダムの関係で、要望を国にさせていただきました。3日の日は多治見砂防国道事務所、これに議長さんも一緒に行っていただきまして、名古屋は今コロナの関係で行けませんので、中部地方整備局には多治見からオンラインで要望させていただきました。また翌日の6月の4日ですけれども、こちらは国土交通省の東京の本省へは、今副大臣が渡辺猛之先生でございますので、こちらにオンラインでつないで要望を申し上げました。こちらにも、議長さんにも御足労願ったところでございます。こんなふうにして、コロナとは言いながら、できることで要望も重ねてまいりたいというふうに思っております。また先週、地域懇談会もスタートしまして、今日御出席の柘植先生の御地元であります飯地町を皮切りにスタートさせていただきました。今回はコロナということもありまして、地域の役員の方と、現場も見ながら、外で半分、それで、あと会議で半分と、このような予定で今進めております。引き続き各地域を回ってまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日は5つの案件ということでございます。どうぞ皆様活発な御意見賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして鶴飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; おはようございます。第2回の経済建設委員会、御苦勞さんでございます。

先ほどから市長が述べられたように、ワクチンの接種、高齢者の接種、私も集団接種2回ばかり、覗かせていただきましたが、皆さん本当に早い時間から順番待ちをしておられまして、広報なんかでも十分前に来てくださいねと言ってみえましたが、皆さん30分も40分も前から立ってみえるのが現状かと思います。本当に職員の皆さん、土日出勤ということに、御苦勞さんですが、段取りよく、よろしくお願いいたします。また、今日、新聞にも載っていましたが、基礎疾患の応募もあります。皆さんで、なかなか新聞を見るといって若い人たちが少なくなっている状況ですので、皆さんで広報していただきたいと思います。

そして恵那市ではそんなに雨が降ってませんが、梅雨どきに入って、九州のほうでは本当に大きな雨も降っておるみたいです。特に今日は建設課、農林課の皆さんがみえます。災害等また警報等の、時期に来ておりますので、またそういう面では、対処のほどよろしくお願いいたします。

今日は5件の審議、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けており

ますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第44号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。
1 番委員。

1 番委員 ; はい。よろしくお願いいたします。今回の条例改正に当たっては、これまでに委員会をですね、2 回ほど開催されておられます。この委員会は地域の代表者や、それから、事業関係者、そして環境法律といったですね、専門的な知見をお持ちの方で構成されていたようですが、まずはですね、1 回目の検討委員会でどのような議論がなされたのか、お尋ねしたいと思います。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; はい。よろしくお願いいたします。第1 回目の委員会では今回の条例改正の内容を提案させていただきました。今回の条例改正は、地域の知らぬまま、小規模な太陽光事業が始まってしまうとか、事業に対する地域の理解を得るための手段の方法、また、市への事業届出適用外での事業に対する住民の不安等があり、改正を提案させていただきました。主に今回の改正のポイントを説明いたしまして、例えば、土地所有者の責務の追加、設置が適当でない区域での事業を行うとする場合、設置しないよう指導・勧告を行う。協定締結の努力義務、自治会と地域組織との連携、市から国や県等への情報提供、また、市が助言を行っていく。というような提案をさせていただきました。主な討議内容といたしまして、「不適切事業を行う業者に対する指導とその指導に対する効果はどうか。」とか、「今回新たに加わった協定書に対して市も連名して関わる事が出来ないか。」との御意見とか、「設置が適当でない区域を禁止区域のように出来ないか。」「適当でない区域を、地域の個別事業に合わせて拡大出来ないか。」などの御提案がありました。その他、地域と事業者とのトラブルの事例を交えてお話をいただき、今後、強い条例改正などを求められました。最後に委員長より、「条例改正は最後ではないため、問題が起きたら、その都度改正を検討していけばよい。」というふうに締めくくられました。以上で

ございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; はい。課題があった都度ですね、見直していくという方向性が、ある程度示されたようなんですが、その後ですね、2 回目の委員会は、非常に多くの意見が寄せられたパブリックコメントの意見に対する検討がこれも出されたようなんですけど、これもどのようなですね、議論がなされたのか、お尋ねしたいと思います。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; はい。第2 回目の委員会では、今回、条例改正のパブリックコメントを4 月23 日から5 月14 日まで、行ったところ、66 件の非常に多くの御意見をいただきました。これらの御意見について市の見解を説明いたしました。まずは、御意見の多さに、市民の方々の条例の関心の高さに、皆様驚かれ、パブリックコメントに対する市の見解について、解釈の書き方が取り方によっては、反対にとられることがあるので注意が必要との御指摘や、今回、条例改正の内容以外にその他の御意見がかなり切実な御意見が多く事業トラブルについて再認識されておりました。また、今回のF I T 認定後、工事を開始する時期を決めることが出来ないかとの御意見等もありました。続いて、今後の方針やスケジュールについての提案を行いました。今後も地域での御意見をお聞きしながら、地域での不安解消を行うため、今回の条例改正を行い、今後も検討していきたいというふうに締めくくりをさせていただきました。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員

1 番委員 ; 今後の対応について若干今、説明があったんですけど、今回の条例だけでは対応し切れない部分は、規則、それから、ほかの条例等をもってですね、先ほどの1 回目の委員会の中でも、課題が出てきた都度、対応していきたいというようなちょっとお話もあったわけなんですけど、そこら辺をもう少し具体的な話ができれば、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 ; 都市住宅課長

都市住宅課長 ; はい。今後残る課題の解決方策としまして、本条例の目的である環境や自然災害への懸念の防止を図るため、設置が適当でない区域の拡大など、規則の改正を検討していきたいというふうに思っております。また併せて、景観や歴史的な観点からの改正も検討しており、景観計画及び、景観条例の検討も進めていきたいというふうに考えております。今後、規則改正に向けては、地域や事業者からの聞き取りを行

い、また、太陽光発電施設設置検討委員会での検討及びパブリックコメントも行っていきたいと考えております。景観計画の改定につきましては、景観審議会を開催いたしまして、計画の見直しと景観計画に合わせた景観条例の見直しも今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員

1 番委員 ; はい。ありがとうございました。要望としてお願いしておきたいと思いますが、恵那市はですね、自然が豊かなまちであって、すばらしい自然環境は観光面において重要なですね、資源の一つでもあります。私の地元でもですね、関係者から強い要望もありますので、非常に難しいことかなとは思いますが、景観に対する規制もですね、早急に整備していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; はい。お願いします。この条例は、平成 30 年の 9 月に制定されまして 3 年近く経過をしてきたわけでございます。その間に、太陽光発電設備の事業もかなり進んだところも見受けられまして、この間に、地域の住民の皆さんが事業者との協議とか、折衝に本当に多くの時間を費やされて、大変御苦労されているということ、目の当たりにしてきました。本当に大変なことであったなというふうに思っておるわけです。そういった意味で今回そういう点に条例改正で、市のほうで対応していただくということは評価をさせていただきたいというふうに思っております。条例の改正の中身について少し私は質問させていただきたいと思います。今回、条例改正で先ほども答弁でありましたようにパブリックコメントをとられて、多くの意見が出ておるということでございますけれども、その中に、市の回答として「地元同意がない場合は原則として市の同意は事業者にしなない」ということがうたってございます。この原則の文言の中身ですけども、「地元同意がなくても市が同意する場合」というのはどういうことを指しているのか、お尋ねをいたします。

委員長 ; 都市住宅課長

都市住宅課長 ; はい。よろしくお願いいたします。地元同意がない場合に同意するときでございますが、一般的なパターンでございますが、事業者が、地域住民と良好な関係を保つことを努力して、また地域も事業者の説明を聞いて協定や協議を進めることが必要であります。しかし、様々な事情があり、協議を拒否したり、受忍の範囲を超えた

要求の場合、地元同意に至らないこともございます。市も地域と事業者の調整は行いますが、拒否されたときなどは、技術基準を満たしている場合のとき同意を行うということもあります。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; はい。協定、協議を進めとる場合では、市は、その協議が確定するまでは同意をしないという判断でいいかなというふうに思いますけども、もう 1 点でございます。条例の 17 条の 2 に新たに改正で入れていただいた、「市長が必要と認める場合、事業者または地域住民に、市が助言を行うことができる」という文言でございます。この助言の方法、それから範囲と権限をどこまで市として想定されているのか、それをお尋ねしたいと思います。

委員長 ; 都市住宅課長

都市住宅課長 ; はい。今回 17 条に「市が助言を行う」という文言を追加させていただきました。今回地域と事業者の調整がつかない場合、話合いの場を設ける、とか基本的な地域、今回協定という条文も追加させていただきましたが、地域協定の基本的な事柄を示しながら、地域と事業者が円滑に事業を進められるよう調整、助言をしていくというふうに考えております。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; はい。これかなり市の職員の方になるのかなと思いますけども、大変な業務になるかなと思います。地元としては、この助言、アドバイスに関してはかなりの要望がございますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。これ要望でございます。それからもう 1 点でございます。同じくパブリックコメントの回答に条例の施行規則もあわせて改正を今後行うという回答があります。その主な改正の内容です、ね、内容と、それから、そのスケジュールについて伺いをいたします。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; はい。規則改正につきましては、設置が適当でない区域の拡大などを検討していきたいというふうに思っております。具体的には、河川法や農振法等の規制に係るもの、また、森林伐採による水源の枯渇や排水の汚濁に係るものなどは、技術要綱を定め、規則に反映していきたいというふうには考えております。スケジュールにつきましては、地域や事業者への聞き取りを行うとともに、太陽光発電施設検討委員会での意見を伺いながら、年内には提案していきたいなというふうに思っております。

す。あわせて、景観や歴史的な良好な住環境などの視点で数値的に表しにくい観点から、景観計画の改正も検討していきたいと思っており、年度内に景観計画の改定を目指していければと思っております。その後、景観条例での改正も検討を進めていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員

3 番委員 ; はい。この条例に行く前に、例えば災害発生の助長がないようにとか、そういった形で許可をしていくわけですし、当然、県のほうでここは無理ですよとかそういったこともあると思うんですけど、仮に、もしそういうことで許可が出た後に、災害が起きてしまったとか、そういった場合の責任問題とかそういったことは、地権者なのか、いわゆる施工業者なのか。絶対ないとは言えないということもあると思いますんで、そういったことがどうかなということと、もう既に設置済みの設備においてもこの条例に適用なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; はい。災害等につきまして、やはりゼロとは言い切れないとは思いますが。その場合は、やはり、その責任においては設置事業者が責任を負うものだと考えております。また、今回の条例改正について既に設置済みのものも適用できるかという御質問につきましては、やはり、憲法では法の不遡及の原則がありますので、遡っては適用出来ないと考えております。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。改正されるということで、太陽光のこの条例については、大変執行部の方は苦勞されてるということは推察しておりますが、ただ私ちょっと引かかるのは、今度追加された土地所有者の責務という中で、良好な景観及び生活環境という文言があるわけで、これ抽象的な文言ですので、これは価値感が違う人がたくさんあると。先ほど課長さんの説明で、景観条例とかいろいろな形で今後対応という話がありましたけど、この辺は私が思うに、見えるだけでも嫌だっていう人もあると思う。このパネルが。そうなるこの辺の対応がですね、今後ものすごく足かせになってですね、条例違反ではないかというような意見が出てくるのではないかと思います。この辺はもう、先ほどくどいようですが、価値観の違いですので、この辺の対応が今後問題になると思いますが、その辺の考えがあったら、お聞かせください。

委員長 ; 都市住宅課長

都市住宅課長；はい。今回、第4条に、「土地所有者の責務」を追加させていただきました。その中でこの「良好な景観」という文言がございます。「良好な景観」というのは、自然、歴史、文化と、人々の生活、経済活動との調和により形成されるものでありまして、全ての要素の規模や色彩等がバランスよくとれている状態ということが定義があると思います。その良好であるかどうかは、誰がどこで何を根拠に決めるのかという疑問に対しては非常に抽象的ではありますが、今回の条例改正では、土地所有者が自ら考え、自ら答えを出すことが必要と考えます。土地所有者も判断基準が非常に抽象的であり、難しいところではあると思いますが、土地取引等の話があった場合、隣接の土地の所有者や地元自治会と相談する、行政に問い合わせる、業者のホームページを確認するなど、総合的に判断していただき、御自分の土地を太陽光発電にするか否か、事業に関わっていただければというふうに考えております。市としても景観的な基準につきましては、今後検討を始める予定の景観計画の中で示せることができたらということも考えております。以上でございます。

委員長；ほかにありませんか。

4番委員。

4番委員；はい、すいません。条例に関する質問ではございませんけども、今回の太陽光発電設備の設置に関する条例改正のパブリックコメントの数の多さ、それから、太陽光発電設備検討委員会での意見を聞きますと、国のほうでありますとか、それから、県の許認可の関係から、市だけの対応では解決が出来ないことが多々あるということが明確になってきたと思っております。そこで市議会として国や県に対して太陽光発電設備の設置に関しての意見書の提出を委員会として進めていただくことを提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長；ただいま意見書の提出はどうかという提案がありました。

この提案に対して、他の委員の意見はございませんか。

1番委員。

1番委員；はい。今回、条例改正、先ほども委員会での話もございましたけど、課題があった都度、改正をしていくというところで、やはり今、4番委員のほうから提案がございましたとおり、各自治体任せでは、現在、こういう規制を作っている自治体が全国で149あると思いますが、これがだんだん増えてきておるという状況もある中で、やはり国として、一定のですね、基準を示していただく、そういった意見書を出すということは、私も賛成でございます。

委員長；ほかにありませんか。

5 番委員

5 番委員 ; 私也大賛成ですが、特にこの開発につきましては、自然をかまうということですので、災害が起きやすいと、先ほどから意見が出てますので、もう都計法に準じた開発申請をするというような足かせをしてしっかり防災対策をしてから、かかっていくというような形の中でやっていただくように、意見書も出していただきたいと思います。

委員長 ; ほかにありませんか。

それではですね、多数の方が賛成の意見のようです。意見書の提出については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。意見書の取扱いはですね、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。意見書は取りまとめてですね、議会運営委員会へ提出してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ; それでは本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 4 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 5 号 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第４５号 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第４５号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４７号 財産の無償譲渡について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

１番委員

１番委員 ; はい。お願いします。この無償譲渡に関しては、中野方地域協議会のほうから要望があって、その後、地域振興会のほうと何回か協議を重ねられてきたようですが、地域のほうではですね、譲渡後の利用をどのように考えてみえるのか、まずお尋ねしたいと思います。

委員長 ; 林政課長。

林政課長 ; よろしく申し上げます。譲渡後はですね、望郷の森キャンプ場といたしまして、自治振興会の中に、望郷の森キャンプ場を運営する会を設置いたしまして、多くの方にキャンプ場を利用していただくこと、また、中野方町民の憩いの場としてのイベント等、地域住民の交流の機会を提供する場として、中野方町及び笠周地域の活性化を図っていくと聞いております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

１番委員

１番委員 ; はい。今の話を聞きますと、地域ではですね、一生懸命これを活用して、活性化につなげていきたいというような、非常に地元の熱意を感じる場所でもありますけど、そういったことで譲渡後にですね、やはり地元の力では、なかなかうまくいかないということもちょっと考えられるわけなんですけど、譲渡後において、先ほど言われた地域利用をする上でですね、行政のほうに何らかの多分支援をしてくれっていうようなことも想定されるわけなんですけど、そうした場合、そのようなことを少しでも考えてみえるかどうかっていうのを、ちょっと考え方だけお尋ねしたいと思います。

委員長 ; 林政課長。

林政課長 ; はい、現在のところでございますが、具体的にですね、支援の話はございません。地域から今後、相談があればですね、全面的に応援してまいりたいと思っております。

すので、よろしくお願いします。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員

1 番委員 ; はい。ぜひですね、地域の熱意、何とかですね実現できるような形で今後も御支援をいただければと思います。最後にですね、この無償譲渡に関して、建物 6 棟を無償譲渡されるようなんですが、譲渡前ですね修繕等の予定があれば、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 ; 林政課長。

林政課長 ; はい。譲渡後でございますが、自治振興会によりまして、譲渡に伴うまちづくり活動施設修繕事業補助金を活用いたしまして、主にですね、事務所及び便所ですね、水洗化やシャワー設備の改修等を行う予定といたしております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 7 号 財産の無償譲渡について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 9 号 市道路線の認定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 9 号 市道路線の認定について」

は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第49号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第50号 令和3年度恵那市一般会計補正予算(第2号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; はい。予算資料の11ページをお願いいたします。8-2-2の道路維持管理事業費の中の橋梁修繕事業についてですが、これは、橋梁施設の個別計画に基づき実施されるというふうに承知しておるところなんですけど、このですね、計画を見ますと、本年度の計画は、測量設計4件、それから修繕工事4件となっておりますけど、今回の補正ではですね、測量設計がなんと10件、修繕工事が1件ということで、かなり計画と乖離があるわけなんですけど、これはどういうことなのか、理由を説明いただきたいと思います。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。現在公開しております計画につきましては、令和2年6月に更新されたものを計上しております。橋梁修繕の個別施設計画は、平成26年から令和元年度までに実施した点検結果となっております。令和2年度の点検結果は、これには反映をしておりません。これまでの点検結果では、33橋が早期に措置を講ずべき状態と判定をしております。令和2年度までに補修設計を13橋、補修工事を11橋完了しております。計画に載っておりました令和3年度分の補修設計の4橋分でございますけども、これは国の令和2年度メンテナンス事業補助の3次補正がございまして、そちらで実施することにさせていただきました。そのため令和3年度当初予算は、補修設計を2橋、補修工事を3橋計上しております。今回の補正につきましては、前年度に国へ補助要望を行ったところ、大変手厚い予算配分が行われまして、今回、補修設計を10橋、補修工事を1橋追加させていただいております。今後も財源を確保するために、このメンテナンス事業の要望を行ってまいりまして、早期に対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員

3番委員 ; 予算資料の11ページの観光資源活用事業費でございますが、これにつきましては、

保古の湖のキャンプ用に対するということではありますが、これ以前、全員協議会の中でも説明をしていただきましたが、そのときK P I から算出をした、いわゆるどれだけの数値になるか、収入とか。その辺ちょっともう 1 回お聞きしたいということと、それから、当然その数値はクリアしていかなければいけないものですんで、その後またさらに第 2 弾、第 3 弾のようなこと、もしくはその保古の湖の以外にもそういった計画があるのかということもちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; はい。ただいまの質問ですが、地方創生拠点整備交付金の事業を行うに当たりまして、K P I のほうを設定するということが必要になっております。K P I としましては、根上高原国民休養地の施設利用収入、根上高原国民休養地の宿泊者数、恵那市の観光消費額の 3 項目を挙げております。5 年後の数値としましては、根上高原国民休養地の施設利用収入については、約 1 億 6,000 万円の増。根上高原国民休養地宿泊者数につきましては、7,300 人の増。そして、恵那市の観光消費額につきましては、約 13 億円の増額ということで設定しております。こちらのほう K P I ということで設定しておりますので、こちらのほうを目指して目標値としてやっていくということになります。あと、ほかの施設についてということでございますが、それぞれのキャンプ場などアウトドア施設が市内にたくさんございます。それを活かした運営をそれぞれされておりまして、グランピングにこだわるわけではなく、その特徴を崩さないように活かしていきたいと考えております。まずは、恵那市のキャンプ場には W i - F i がありますとか、水洗トイレがあるといったような基準を定めながら、施設の品質の向上を図ってまいりたいと思っております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 質問させていただきます。先ほど服部議員のほうから質問のあった項目なんですけれども、橋梁の修繕、補修ですね、この設計のほうなんですけど、地域等わかれば教えていただきたいと思います。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。今回の 10 件の内訳ということでございますが、大井が 2 橋、長島が 1 橋。東野が 2 橋。三郷、武並、中野方、山岡、上矢作がそれぞれ 1 橋という内訳になっております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; はい。先ほども質問ありました観光資源活用事業費のアウトドア施設整備事業。グランピング、大変ブームで、多分、今作ればきっと多くの来場者が見込めるなというふうには思っております。そういった中で運営ですね、今、国民宿舎のほうでやっていただくという、説明が全員協議会でありましたけど、その今の基本的な運営方針っていうか、どこまでが国民宿舎さんが担うのかとか、例えば、インセンティブとかそういったことまで、お話し合いの中で出てるのか、ちょっとその辺の方針をお聞かせしていただきたいと思います。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; はい。今度のグランピング施設を設置する場所を含みまして根の上高原の管理運営についてでございますが、議員おっしゃいましたとおり、現在、一般財団法人国民宿舎恵那山荘のほうで、指定管理者として行っております。その中で、今回部門を割りつけまして、今現在あります、恵那山荘を宿泊部、キャンプ場を観光部、新たにグランピング部門というものを、財団の中に設置しまして、グランピング部門につきましては、連携協定を恵那市とジバスクラム恵那と行っておりますABCグランピング&アウトドアさんから派遣を1人していただきまして、専門的な知識を活用させていただいて運営をしていきたいと、このように考えております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第50号 令和3年度恵那市一般会計補正予算(第2号)(歳入歳出所管部分)」
は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第50号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和3年第2回経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 堀 光 明